

2017年10月16日

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会 御中

DIC株式会社

レスポンシブルケア部

## 意見書

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会にて審議されている、不正流通データの流通・拡散防止に関し、下記意見を提出させていただきます。

## 記

我が国の化学企業は、さまざまな化学物質に関する種々の特性情報を保有しています。それら特性情報には、たとえばビッグデータの AI 解析による毒性予測システムの構築のような持続可能な発展に関わるプログラムに大いに寄与しうる、たいへん高価値なものが多数含まれています。

それら特性情報は社会的な価値が高いと同時に、成果を得るがため多大の投資を行ってきた情報提供者にとっても貴重な財産であります。万一その財産が不正取得・不正使用されるようなことがあると、データは複製が容易で拡散してしまうため、情報提供者の蒙る損害も甚大であり、また損害が株主をはじめ広範囲なステークホルダーに及ぶことにも認識が必要です。

しかるに、ひとたび複数社がデータを持ち寄って構築する、毒性予測システムのプログラムへ特性情報を提供するや、その特性情報が不正な手段で外部に取得、使用されてしまうリスクがあるばかりでなく、現行法の下では

- ・直接の情報受領者から第三者への不正提供があったとしても、情報提供者には契約責任を問える対象が直接の情報受領者のみに限定され、不正提供を受けた第三者までは及ばない
- ・不正取得情報の不正使用や不正提供を差し止めする請求権が情報提供者にはない

という、情報提供者にとって看過できない状況があります。また、提供したデータを委託して加工する場合にも、契約だけでは不正な意図をもった行為者に対しては十分な抑止力が働かず、安心してデータを預けられない。したがって、特性情報に暗号化等の措置を施したり、情報授受契約を締結する際に契約内容を詳細に取り決めたりして不正取得リスクや不正使用リスク、不正提供リスクの低減に努めるとしても、その効果には自ずと限界があり、現行法下ではリスクが許容できる水準に達することはありません。

かかる状況では、自身のみならず株主等の受ける損害リスクまで考慮すべき立場にある情報提供者は、毒性予測システム等のプログラムに貢献しうる特性情報を持ちながらも、あまりのリスクの高さゆえに情報の提供を間違いなく躊躇いたします。この躊躇によって社会の発展が妨げられるばかりか、情報提供者自身の社会的貢献の機会も摘まれてしまうことを考えると、社会にとっても情報提供者にとっても不幸なことと言わざるを得ません。

以上の状況に鑑み、特性情報の不正取得、不正使用、不正提供、並びにその流通データの拡散防止に対する刑事罰を含めた抑止力ある法整備を適切に行い、毒性予測システム等に向けて情報提供者が憂いなく特性情報を提供し、もって持続可能な社会の発展を追求できる環境を整えていただけますよう、ここに要望いたします。

以上